

考察『八法』の形成過程

和田，正広

<https://doi.org/10.15017/24565>

出版情報：九州大学東洋史論集. 11, pp.64-93, 1983-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

考察『八法』の形成過程(一)

和田正広

目次

はじめに

一 貪官の増大過程

- 1 貪官情況の推移
- 2 郷士夫への贈賄
- 3 撫按への贈賄
- 4 京官への贈賄
- 5 考察矛盾の激化

二 考察・挙劾処分の緩和過程

- 1 処分緩和の画期
- 2 考察拾遺処分の検討(以上、本号)
- 3 挙劾処分の検討

三 八法の創立過程

- 1 八法の用語
- 2 年老・有疾・貪汚・酷暴・在逃
- 3 罷軟・不謹・不及・浮躁

おわりに

はじめに

明の太祖朱元璋は、小農民の再生産を保障する政策として、洪武二十九年に辰未戌丑の三年毎に首都南京に参観させて地方官僚の治績を考課し、その劣悪者を死刑以下の嚴刑に処する朝覲考察制度を創設したが、結局その政策的意図は、地方官が小農民の剰余労働部分に対して過度の榨取を行うことを禁じたものであった。太祖は執拗な貪官との格闘を通じて地方政治に一定の安定をもたらしたが、その趨勢は、宣徳初年までは維持されていた。そのため、後述する朝覲考察Ⅱ考察の処分も、それ以前は免除され、勅諭で朝覲官に訓戒する方式が採用されていた。

しかし、省長の撫按に上呈された各級地方長官の考課の情報資料の真偽を再確認する作業である「訪察」の情報採訪対象が、明初の耆民より里老人へと変化する中期の正統

年間を画期として、撫按による官僚の治績に対する評定は偏向していった。中でも後半以降の里甲制の崩壊に伴って、本来は徭役であった皂隸等の衙役化が進行する過程で、撫按が訪察する際の情報の採訪対象は、里老人より衙役へと変化し、それらの衙役と胥吏・無頼が緊密に一体化した情報採訪組織である「窩訪」におかれるようになった。「窩訪」より提供された資料に依って作成された撫按の考語は、権威ある「官評」に擬装されて嘉靖中葉には現われていた。胥吏・無頼は往々にして郷紳の私的暴力装置の構成メンバーでもあったことより、窩訪が暗躍してきた背景には有形・無形の郷紳の容認があり、基本的には官評は郷紳に私物化される傾向にあった。²⁾

そのように、撫按の訪察権が変質して窩訪が出現した背景には、里中制の崩壊も一要因をなしていた。だが、訪察権は天子が撫按に委任した最大の職権である地方官僚に対する薦挙・糾劾¹⁾「挙劾」の権の徹底を図るための手段であることより、窩訪出現の背景には、挙劾を変質せしめた家産官僚特有の必然的な腐敗の体質が想定される。例えば、明実録宣徳七年三月庚申朔の条に「布政司按察司官及び知府知州、其の人を得れば則ち民は安らぐ。其の人にあらざれば則ち民は害を受く」という如く、君主独裁の中央集権的官僚制国家の形態をとる中国的家産国家においては、

「人を得る」つまり、行政上の実務能力（政務・才識）以上に、先ずもって天子に忠実な従僕としての人格（操守・品性）が要求されていた。しかし、人格者を獲得する方法としては、地方官の中の、公務を忘れて汚職に走る賤しむべき者や政治的無能力者を排除する体制²⁾ 挙劾・考察に依存せざるをえなかった。従って、考課の法・黜陟の典は、政治の基本姿勢を左右する重大な機能をおびていた。³⁾

ところで、ここにいう撫按の挙劾とは、三年毎に中央政府の吏部・都察院に対して、その朝覲考察に必要な総合資料を提供する機能と同時に、考察に関係なく独自に地方官を黜陟しうる別個の考察の機能を併せ持っていた。挙劾が変質する矛盾関係の核心については、明末に正鵠を射た指摘がある。天啓初年、右僉都御史督操江軍として長江の水軍を提督した徐必達は、南州草卷一七、書牘、答呉式海督字の中で、

直指所号為親察吏者、不過得其鄉貫出身而已。其於賢不肖、豈止隙中觀鬪。必達竊意。鄉先生之行、莫逃于鄉人。有司之治、莫逃于匹夫匹婦之口。

という如く、巡撫と俱に一省の考課を職掌して省城に鎮坐する巡按御史は、せいぜい有司の本籍と出身資格を識別できる程度であり、有司の賢否を熟知しているのは、被統治者である無名の大衆そのものだ、と言う。同様に、天啓

四年二月、江西巡撫田珍破は、以下の苦渋をのべた。〃撫按に掲帖で報告される当事〃布按二司・道官・知府・推官の、各所屬官に対する官評〃考語と、士・民の公論〃客觀的評価とは、大抵くい違っている。それは、当事〃上官が州県官の情縁〃情実^①に迎合していることに起因する。有司の考語が贊辭に満たされているのなら、その徳政は街の目抜き通りに堂々と公開すべきものであるが、現実の上官は、考語を密封して撫按に送るだけで衆目の監視を拒否している。結局のところ、考語の客觀性を保証するためには、各級当事官に責任をもたせ官評を撫按に報告させ、それに依拠して撫按が挙劾する以外に方法はない。だがその際に、例えば布・按二司官は、評定すべき知州・知県等の考語を下僚の道官や知府に委託すべきではなく、布按両衙門に入する当劾州・県の民の耳目に依拠すべきである^②。地方官の政績評価の資料を民より採取すべしとする江西巡撫田珍破の主張は、それとは全く逆行する現実より発想された理想論であり、且つこれを現実化するれば、民に参政権を許容することにつながり、〃由らしむべく知らしむべからず〃の官僚主義、引いては専制主義の原則に抵触するものであった。現実の上官は、田巡撫が「察を司る諸官は復た牽制多く、情縁以って其の恃み用いる所を堅くし、貪風日に熾く、民怨日に深し」という如く、下級官を甘く評定し

て恩を売ると同時に虚声を博し、情実・賄賂の風潮を助長したのであった。訪察の改革を唱える右の田巡撫は例外的存在であって、嘉靖以降の地方の上官の中では、吏治を統括すべき撫按の腐敗が深刻な国家の悩みとなっていた^③。

しかし、撫按以下の腐敗を助長させたものこそは、宗族地主の奢望と発財を最大に実現できる可能性をもつ中央政府の要路の大官に外ならなかった。その傾向が顕現する嘉靖三十九年正月、吏料給事中胡応嘉は、以下の指摘を行った。〃当節の現任士大夫は、真面目に清廉の節操を通ず者は無能とみなされる。逆に言葉巧みに賄賂でとり入る者は、有為の人材と評価されたが、一たび国政を質問されると無責任を決め込むのに、話題が謁見したいと願う貴官に及ぶや途端にほめそやした、と〃。要するに、嘉靖後年には、奔趨・奔競などという厚顔無恥の熾烈な昇官工作が官界を風靡していた、明実録嘉靖三十九年四月辛亥の条で、雲南道御史耿定向は、全国的な盜賊の多発が地方官の腐敗に起因しているとの天子の詔勅を再確認したのち、吏部尚書呉鵬(董份の義父)の賄賂人事を弾劾した。その一節には、今察守令之貪殘、而不究銓司之淑慝。……鵬以天官爲己私物。凡百司、例當遷陞者、其始也必白日以賄也。其既也、必謝謝以賄也。其歲時也、必有慶賀之礼、慶賀問安以賄也。

とあって、内外腐敗官僚による吏部尚書への賄賂は、昇官前の依頼の礼と、昇官実現後の謝礼と、年間を通じての慶賀問安の礼として贈られていた、という。次いで耿定向は、吏部四司官の腐敗ぶりを指摘した中で、選考を職掌する文選司郎中何每宴と驗封司員外郎宗臣とは、賄賂人事に連坐して免官となつてほどなく、河南参政と福建提学副吏に昇官したとか、現任文選司員外郎張九一が稽勲司主事より昇任した際には「身價数千金」の賄賂を使つた、と暴露した。要するに、ここには、地方官の腐敗は人事を総管理する中央政府の大臣や局長を中心とした吏部官僚の腐敗が誘発したものであることが指摘されている。

以上の如く、嘉靖中葉の官評とか万曆期の窩訪の出現を許容した「訪察」の矛盾は、その前提に宗族地主の誉望・投資に応えるべく科挙より出身した内外官僚の昇官・発財への強烈な私的願望が産み出す必然的な腐敗体質があり、それ故に公家Ⅱ国家に背反する汚職行為等を摘発する挙劾や考察の担当官である撫按や吏部官僚が、民の監視能力が抹殺されているのを逆用して、布按Ⅰ府州県の各級地方官より収賄して彼等に迎合する評定を下していた点に淵源していた。

本稿は、そのような必然的腐敗体質をもつ布按Ⅰ府州県有司や教官等の政績の「負」の部分、撫按の挙劾さらに

は朝覲考察で処罰する際の八つの考目Ⅱ八法が形成されるに至つた過程を、貪官の増大並びに挙劾・考察処分の緩和に照応する過程として分析したものである。

一 貪官の増大過程

1 貪官情況の推移

太祖自ら政務の決裁に精励した洪武年間においてすら、太祖が死罪を適用しても貪官対策に如何に苦慮したかについては、前稿で指摘した。洪武政治の精神も、永樂より宣徳初年までは脉打っていたが、宣徳五年以後の朝覲考察における本格的な処分の開始が物語るように、以後は稀薄化の一途を辿つた。例えば、里甲制下の郷村の内部をみた場合、宣徳十年五月の行在刑科給事中年富の上疏によれば、江南の里甲小農民の中、富民の田を佃作している者には災害による税糧蠲免の恩恵は及ばず、恩恵は地主にだけ及んでいた。飢饉の際にも、地方官は大戸が騰潰の厚利を圖つて売り惜しむのを放置し、小民を救済しなかつた。正統八年六月の吏科給事中姚夔の上奏によれば、里甲制下の下等戸Ⅱ貧民は、豊年でも累積した利息を富室に返済すれば、凶年と変わらない程の経済的桎梏から免れてはいなかつた。凶年の場合でも、地方官は官穀を貸与すべき貧民を里甲に

報告させるだけの形式主義に陥っていたので、該年の里長・甲首は、貧民に返済能力のないことを見越して故意に貧民の姓名を隠して報告していなかった。⁸同十四年十二月の兵科給事中劉斌の上奏によれば、福建・広東・四川等で蜂起する困窮農民とは、田十余畝以下無田の佃戸に至る本来は里甲制下の小農民であった。彼らは、收穫にめぐまれた年でも税・役や小作料を支払えば数ヶ月で食い尽してしまふが、納税・就役の際には粮長・里長の操作によつて重い負担を賦課された上に、貪官・汚史の搾取に苦しむのに対して、官僚の家を含む勢力ある宗族は軽い負担で済んだ。⁹

結局、里甲上等戸や勢族と結託した貪官汚史の搾取に耐えられなくなった小農民は、盜賊の汚名を着せられた農民起義に蜂起する必然に迫られたのであった。そして、どの天子も、農民の蜂起する原因が地方官の貪虐と無能力とにある点を等しく認めていた。¹⁰

では、地方官の搾取の強化に貪官化は右の明代中期より後半にかけて、どの程度に進行したかを次にみよう。嘉靖十九年以前の記事を含む万曆四年重刊本の霍輻・渭崖文集卷六書、与陶南川には、次の指摘がなされる。

謹略請教。兩広盜多何也。皆州県官不守法度漁獵愚民、激致之也。姑拳大略。如秋糧、弘治年間糧一石需銀五錢而足。今糧一石、需銀八錢或一兩乃足。夫粟之出諸

広也、貴賤不相遠絶。然而官之徵也、乃倍千昔。試數管糧官、究之則今日糧銀之加、其利安所歸乎。又加徭差。正徳年間、巡司弓兵一役、需銀五兩而足。今則加銀十五兩矣。南海県禁子需銀七兩而足。今則加銀四十兩矣。巡撫巡按門子、年需銀四兩而足。府県門庫之役、榜註六兩。然而応役或百兩二百兩、猶不足矣。有因門庫一役而傾家者矣。妻女典雇与人者矣、流而為丐為賊者矣。有州県官將儀從夫舖兵編股卖上戸而徵銀自肥者矣。其諸利弊不能盡述。試行究焉則、凡汚濁官吏、安所逃其戮乎。

霍輻は、広東・広西地方の州県官の搾取の強化が該地方の盜賊多発の原因であるとの認識をもつ。具体的には、弘治年間に里甲小農民に「愚民」が秋糧一石を納入するのに必要な経費は銀五錢を要したが、今嘉靖中葉では倍増した。徭役では、正徳年間の巡検司の弓兵一役を供出するのに必要な年間経費は銀五兩で済んだが、今では三倍の十五兩を要する。中でも広州府城南海県の禁子の役は、もとは年間に七兩を要したが、今では六倍弱の四十余兩に達した。撫按衙門の門子の役は、もとは年間に四兩だけで済み、府県の門子・庫子の役は、もとは規定の六兩だけで済んだが、これらの役は現在では十七倍から三十四倍の百兩〜二百兩を費してもまだ不足するほどである。収奪される里甲小農民

は、もし門子・庫子役にでも当れば、一家破産して妻・女を質売りするか乞食や盜賊になる以外に道はなかつた。これに対して、州県官は、儀従夫・舖兵の役を徵銀方式で割り当てる際に、搾取の強化と横領によって汚濁官吏と化していた、と。

この貪官の増大が史料上に顕現するのは嘉靖期であるが、府州県官中の貪官を弾劾し、卓異の能吏を推薦すべき強権を發動する撫按官に対する科道官の糾劾は、特に目立つ。例えば、明実録嘉靖三十五年正月辛巳の条では、湖広巡撫汪大受・兩広総督談愷の貪汚が、同三十八年正月丙申の条では、兩広総督王崇・遼東巡撫路可由の収賄が、それぞれ弾劾された。これ以降の実録には、特に兩広・湖広の総督巡撫の収賄記事が目立つ。又同四十一年正月辛亥の条には、職掌上は軍事・治安も担当する督撫に対して、地方官の政治倫理に目をひからせるべき巡按御史が、最も重視すべき地方官の治行を詳敷せず、ただ形式的に公文書の処理(簿書)、定例会議(期会)、貴賓の出迎え(迎承)、郷官宅への挨拶訪問(趨走)にだけ励む一般状況が指摘されている。さらに、実録隆慶二年正月辛亥朔の条にみえる直隸巡按顧廷対の条奏の一節には、貪墨な地方官に対する提問・追賊の条例の存在にも拘らず、追賊は貪官の二割にも及んでいないのが実情であるため、朝覲の際に洪武の「貪吏の律」

を適用せよ、との要請がなされるほど、事態は深刻化していた。

2 郷士夫への贈賄

小農民の血と汗の結晶より搾取された賄賂は、郷士夫・撫按・京官の三者へ主に贈られた。まず、地方官の郷士夫への贈賄よりみよう。既に正徳初年、湖広黃州府麻城県では、大抵の挙人が知県の贈った里甲銀を収めていたとの指摘がある。特に嘉靖後年、浙江嚴州府淳安県知県であった海瑞は、該県の郷士夫である郷官・挙人・進士・歳貢生に対して、知県以上の上司は、里甲銀を「無礙銀」の名目で贈物の目録である礼帖にしたためて贈っていた。上司が郷士夫に贈賄したのは、「仕途狭小なれば、礼を加えて私かに結ぶ」という如く昇進のための郷評対策であることは言うに及ばず、郷士夫からも無心の強要があつたことを指摘している。万曆三年五月の戸部の上奏に対する神宗の回答は、辺餉銀としての国家財源である裁判収入に「脏罰銀が撫按官の私費に充てられて郷官に贈賄されている、と指弾している。

3 撫按への贈賄

地方官の撫按への贈賄は、例えば明実録正徳十五年七

月癸巳の条にみえる次の事件が象徴的である。広東巡按御史毛鳳が贓罪の地方官数人を逮捕訊問中の出来事として、毛巡按に随行して密かに進言した際に、「(鳳)に喜ぶ意あり」と察知していた従九品の巡検李天錫は、掲帖に銀二千兩を添付して進呈した。ところが、毛巡按は、賄帖を開封した際、側の監生や胥史に目撃されてしまったので、仕方なく李巡検を処罰するために、当官らは貪猾の徒に賄帖を投ぜられ、容疑をかけられて迷惑千万なので、都察院より禁約の榜示を出されよ、との上奏を行わざるをえなかった。しし、ほどなくバケの皮は剥がされ、毛巡按は副使金本に収賄を摘発され、「不謹」によって「冠帯間住」^① 謹慎退職となり官界より追放された、という。右の例では、昇進の希望の殆どもてない雑途出身の巡検が、一縷の望みを大金に託して薦拳権を握る巡按に贈賄した昇進への執念が注目される。

明・吏部考功司撰、吏部考功司題稿(中)、「覆南京礼科給事中曾鈞等劾官疏」によれば、嘉靖二十二年正月二十四日、世宗は、南京礼科給事中曾鈞らより「貧汚不職」のゆえに「罷黜」とされよと要請のあった巡撫相当職の南京都察院提督操江右副都御史柴経(「柴経昔、任藩臬、頗守官箴」)に対して「不謹」^②、「冠帯間住」の処分を下した。この一件では、江西九江府德化県知県沈元亨の贈賄額が柴提督の希

望にかなわず、柴より責めたてられた沈知県が自殺したことが曾鈞らに論劾された発端をなしていた。

万曆期に入ると、地方官の贈賄記事は急に豊富になり具体的である。南京史料給事中陳嘉訓は、万曆三十三年十月、浙江巡撫尹応元について、「拳効の説を將つて、以つて有司を哄し、不肖者は貪縁して賄を納む。郷官顧爾行らの騙局大いに張る」とのべ、尹巡撫のもちかけた昇進にまつわるうまいハナシに乗せられて贈賄した地方官があり、一方ではこれら地方官の弱みにつけ入る郷官の動きがあったことを糾弾した。特に尹巡撫をして、「新中丞は、推(薦)未だ旨を得ざるといえども、吾れは此の位に拠りなお専制すべし」と言わせる越権行為に走らせた背景には、「皇上の留中下らざるの挙、ここに奸貪剝噬の資に供するに足る」という天子の政務怠慢の態度も影響していた^③。河南道御史李天麟は、万曆二十年正月、雲南巡按御史蘇鄴の徹底した貪官ぶりの一端をあらまし以下のように糾弾した^④。

〃蘇巡按は着任早々に、寶石・瑪瑙盃・琥珀盃は永昌府より、犀角盃・太極丸は元江府より、という如く各府の特産物の目録を作成していたが、もし掌印・指揮等官に供出させた貨物中に「金」が入っていない場合、その貨物はつき返されるか、打ち碎かれるかの何れかであることがふれ渡っていた。〃例えば、貪酷異常な永昌府知府趙景柱は、

早速老庫所蔵の珠寶・金・銀・琥珀の計銀八百兩相当を根こそぎ贈賄した上、金糸・銀糸・盃盤・金盆も贈ったので、おぼえがめでたかった。〃昆明知県宋鐘は、服喪帰郷の時期を三ヶ月も延期していたところ、蘇巡按の命令〃「牌仰」で雲南府推官任哲の査問を受ける羽目に陥ったが、宋知県が金帽一頂のほか黒漆・紅紗で仕立てた紗帽を贈ったところ、ただちに査問は免除された。〃署昆明知県となつた雲南府推官任哲は、蘇巡按より青銅鏡三百面を製造せよとの命令を受け、金百兩を盆内に盛り、その上蓋に大青銅鏡一面と、青銅鏡金百兩を送りましたとの名刺〃「手本」とを贈ったところ、蘇巡按の親密な部下として起用された。〃署知府推官甘士元は、趙葵なる人物によつて蘇巡按に告訴されたが、蘇巡按はすぐには批准しようとせず、まずは趙葵の訴状を推官任哲に交付して審査させた。事件解決のカラクリを任推官より示唆された甘推官は、すぐさま金五十兩・銀三百兩・金帶二条を胥吏の施騰蛟・陳子忠に持たせて蘇巡按滞在中の通海県に差し向け、餞別〃「下程」と俱に贈賄した結果、蘇巡按は甘推官の才覚を買つて、甘を永昌府の査盤官に任命した。〃雲南知県の揚廷諫は、蘇巡按に金百兩を贈賄したところ、直ちに繁県の昆明県へ米転させられ、以後は蘇巡按の金庫番として府州県より送付される贈賄の収貯・転送官と化した。従つて、蘇巡按の

処へは府州県より一通の贈賄確認の文書が送付されるだけとなつた。〃蘇巡按は、指揮王磐石に青銅箸五把を調達させたところ、金箸五把が進呈されたので、王指揮を有能と認めて随用官に任命した。〃臨安府知府金節は、蘇巡按より犀角五十隻、象牙五百觔、西陽布五十疋を調達せよとの命令をうけても頓着しないでいたところ、陳淳なる人物が金知府は「牌仰」の文巻を拒否していると蘇巡按に告訴した。そこで蘇の腹心〃推官任哲は、臨安府を査察して、指揮楊本芳らと金知府の「那移錢糧」の一件を蘇巡按に報告した。報告を受けた蘇巡按は、官庫の税糧を勝手にうつつ替え法紀を愚弄する輩だと金知府を非難したのち、李同知に事実関係の速かな調査を命じた。これに慌てた金知府は、犀角三十隻、象牙三百斤、西陽布三十疋の外に各折色金三十兩を蘇の金庫番〃昆明知県揚廷諫に解送する一方、胥吏施騰蛟に確認の文書を蘇巡按の下に届けさせた。〃蘇巡按は、鶴慶府知府桑橘に真正黃銅盆一面の調達を命じたところ、桑知府は金盆を進呈した。「この盆では十個の飯盃も造れる」との蘇巡按の言葉を伝へ聞いた桑知府は、今度は十個の金盃を進呈した。〃石屏州知州馮応鰲が郷官何繪之を死亡させ、その叔父が馮知州を蘇巡按に訴える事件が発生した。蘇巡按は、訴状を臨安府の批准に委ねたが、その際、該府に真正黃銅香爐一座の調達をも命じた。馮知州が金香

爐を進呈したところ、その罪は即座に免除された。〃雲南姜知府は、蘇巡按より金三百両の調達を命ぜられ、返答をしぶつていると、他の案件で責任を追求されそうになったので金香爐一付、果盒二枚を進呈した。しかし、姜知府は、数代の知府が蓄積した金價を自分の代で不正に支出してしまつた責任にさいなまれて病死した。〃太和県知府潘良期は、囲棋の調達を命ぜられて瑪瑙囲棋一副を進呈したところ、蘇巡按がたたき壊したとの報を耳にしたので、今度は金製の黄囲棋と銀製の白囲棋を各々盒に納めて進呈した。

受領した蘇巡按は、ある日巡撫蕭彦と会食中に、門子に普通の囲棋を持ってこいと命じたまではよかつたが、事情を知らない門子は収賄品の金銀囲棋二盒を持ってきた。いざ開盒してみると中味は何と金銀囲棋ではないか。蕭巡撫の手前、すっかり恥じ入つた蘇巡按は、「堂堂解紙贖銀」の一事にかこつけて、潘知府を逮捕訊問するに及んだ。ここに潘知府は、泣くにも泣けない犠牲者となつた。

以上の如く、挙劾権の濫用や不法調達をはかる撫按に迎合し、勦心を買つて腹心化していつた府州県官は、単なる発財のためのみならず、昇進の前提である撫按の挙劾の権を巧みに通過するためには必然的に貪官化せざるを得ない一面をも具有していた。例えば呉亮編・万曆疏鈔卷二四、飭吏類にみえる万曆十四年八月の都察院左都御史辛自修の

「薦劾太輕人心不勸、乞勅精鑒別以興吏治疏」には、次のように言う。弘治・正徳年間の撫按の薦挙は一省で四五人にすぎず（弘治以前もほぼ同様）、嘉靖年間でも十人未満であつた（数十人の省もあつた）。辛自修が仕官して浙江・江南の知府を歴任した隆慶年間でも、せいぜい一省で二十人にすぎなかつたが、万曆期に入つて、浙江・四川・湖広・河南・山東の大省では二十人以上となり、これに次ぐ省でも二十人は薦挙されるに至つた。万曆十四年現在の撫按の薦挙は、浙江では四十七人、山東では三十人という如く、隆慶期より倍増した。薦挙増大の背景には、「上官の脂韋・時好に阿奉する者、往往たちどころに賢声を取る」とか、「虚名を飾る者（||剝民奉上、厚費取名者）数しば異等の褒を蒙むる」という如く、昇進への貪欲な願望が渦巻き、搾取強化の産物である賄賂の増大が昇進を確実にする風潮が蔓延していたからである。右の疏に「故套に墮落する者は蓋し亦た十の五六」という如く、薦挙のために貪官化する者が地方官の半数以上に上つていたのとは対照的に、「実政を修める者は超抜の望みあるなし」という如く、君主に忠誠を尽す正直者ほどバカを見る腐敗情況|| 挙劾の形骸化が昇進していた。

又、明実録万曆十三年十二月癸未の条にみえる湖広道御史徐大化の上奏は、次のように言う。撫按の薦挙の中でも、

朝覲の際に時々行われた卓異官の宴賞（↓擢用）員数も、万曆以前は数人に過ぎなかったが、万曆二年では二十余人に増え、現在は各省で八十人近くに増大した。だが、卓異官も後には「貪墨」・「不及」官員として処罰される者が増加して、その内実は怪しいものに化した、と。徐大化は、撫按の挙劾権の中の効¹¹「掣問」、つまり逮捕訊問権について、地方官が「貪黷」として逮捕されても、結局は左遷にすぎない「降調」の薄罰に終る矛盾を指摘したが、貪官の増大に逆行する処罰緩和の過程については次章でのべたい。

4 京官への贈賄

地方官の中央政府の官僚に対する贈賄風潮は、省長の総督・巡撫・巡按に最も露骨にみられた。督撫の一例として、万曆疏鈔卷一七、懲貪類にみえる万曆十一年正月の貴州監察御史張応詔の「貪虐大臣久干公議、乞賜罷斥以警官邪疏」には、あらまし以下の指摘がみえる。「現在南京刑部尚書である殷正茂（歙県の人）は、以前戸部尚書の時代（万曆四年二月―同六年六月）に、同郷の奸人より収賄し、同郷の納むべき原額の農桑絲絹を隣県より代替科徴しようとして猛反対され、郷民によって殷を祭った功德坊や先祖の墓所が破壊される大事件を引き起し、御史安九域に弾劾

されて罷免された人物であった。しかし、ほどなくして殷は、科挙の同期生である首席大学士の張居正に贈賄して両広総督に起用された。「殷は赴任するや他の政務は放置して、直ちに両省の府県より「軍士に犒賞する」ためと称して官錢「百十万」を徴収し、それを賞功庁に運送収貯して私的に流用した。」殷は、長官用の餽物必要物資徴収票¹²「下程長単」を発行して水陸の珍品をかき集め、一分毎に銀百両に換算して納めさせた。「殷は、着任するか昇進した属官に対しては謁見させて、折乾銀百両と紗段・広葛の類を「百十疋」贈らせて優待した。優待された属官は更に謝礼銀百両の陋規を贈賄して、やっと官評に上等と記入された。従って、相当額の銀両や反物を工面できない者は、地位の保証がなかった。それらの銀両・織物は、合計して毎年数十万両に上った。」殷は、所属官に黄金大盆を二個調達させたが、各盆の中には高さ三尺ばかりの珊瑚樹を植え、縁どりは珠寶をちりばめた模様としたので、経費はともまかなえなかった。「殷は、無辜の小民にピロード¹³「鷲絨」を織らせて苛酷に徴収したが、このために病死する者が数百人も出た。あるとき、鷲絨数十疋を織造させる過程で布政司庫に官珠一斗三升のあることを知ると、宮中調達用と称して横領した。」殷は、象牙細工を苛酷に徴収したので、両省の象牙職人や商人はストライキ¹⁴「罷市」

の拳に訴えた。〃〃殷は、以上の不法収奪した「金玉幣帛珍奇等物」を、肩で二人でかつぐ積の百拾に荷造りして張居正の私邸に謝礼として贈賄したが、先方の収納が遅れては一大事と心配して、居正の筆頭奴僕〃游七にも十積を送る一方、居正派の宦官馮保にも驚絨二疋と積四十拾を贈って勸心を買ったのち、晴れて南京刑部尚書に栄転した、〃〃という。

次いで、同疏には以下の如く言う。〃湖広巡撫の陳瑞は、仕官以来、出世工作〃奔競に邁進してきたが、湖広着任以來、「居正に饋送(表敬の贈り物をする)を以つて名となし、全省の饋金(裁判収入)を括取し、数十万(両)を下らない収奪を行なっていた。〃〃陳瑞は、先年張居正の父の葬式に出席した際、烏紗帽・角帯を着装し、弔つても声を出しては泣かない、という任地出身の現任官〃郷宦の家に對する巡撫の常礼を逸脱して、「孝帽一頂」を袖に入れて門内に入り、冠帽の上に装着して「痛哭流涕」した。その際、陳は、居正の母にも拜調を求め、母堂を上座に据えて居正と侍座したが、母堂が居正に侍従する宦官「向官児を愛顧されよ」と促すや、起立して「向公は小生には大切な方でございます」と答礼して愛顧を得た。だが世間では、勸心を得るためには官箴をもふみはず卑屈な陳の態度を嘲笑した。〃〃陳瑞が両広総督に栄転するや、まだ着任後

三ヶ月も経たない中に、両省の官銀八十余万両を括取して「金玉珠寶象牙珍奇等物」を買い集め、その半分を居正と宦官馮保に贈り、残りの半分は着服した。又陳は、当地方の沿海や江上に水上生活して魚業に従事する蠻民の「無辜千人を妄殺」して戦功を報告し、子孫に(遺族恩給的)廢官を取得した、〃〃という。

右の御史張応詔の指摘は、その確証性について検討の余地は残すとしても、貪官督撫の実態の一端を鋭く突いている。

次に、撫按によって考語を記入されて朝覲する布按二司官〃府州県官の京官への贈賄をみよう。嘉靖後年について、海瑞集上冊、淳安知県時期、興革条例、吏属には、

一朝覲。今人謂朝覲年為京官收租之年。故外官至期、盛贖金帛以奉京官。上下相率而為利。所苦者小民而已。旧例、就三年里甲中科派一里一兩、三八共二百四十兩。中取七十二兩餽本府、十二兩餽府首領、六兩餽府吏。府上、或又取轎夫・吹夫・民壯。……

とあって、朝覲の年の地方官の京官への贈賄は、京官收租の年と俗称され、小農民への搾取強化の重圧としてのしかかっていた。三年毎の朝覲に徵発される徭役の轎夫・吹手・民壯等の人夫は、例えば武宗の南京長期滞在で考察の混乱したことを伝える明実録正徳十五年五月甲午の条には、

水路經由で北京に足止めを食った者だけでも数十万人以上にのぼった、とみえる。朝覲の経費は、淳安県の旧例でも里甲より毎年一里に銀一両が科派され、府官へはその約三七％が餽送されていた、という。だが、朝覲の際の京官への贈賄は、あくまでも税糧の不法搾取として捻出されていた。例えば、朝覲年の明実録万曆四十一年正月癸未の条において、吏部は朝覲官に対する「貪墨の禁を厳にせよ」と上奏した一節で、「北直隸・河南・山東等処の州県の粮羨は、十に二三を取るに至る」ものがあつたことを「同府各官」の証言として伝えているが、貪官の搾取の対象こそは、この税糧の原額に対する目減り分としての耗米銀にあつた。しかし、地方官の横取りした規定額に二、三〇％オーバーする部分とは、既に「保歇と胥吏と」が結托して搾取した残りの部分であつたと考えられる¹⁹⁾。

明実録嘉靖二十年正月己酉の条で、吏科給事中李文進が、「諸臣は(朝)覲畢れば、徧く請調を事とし、そのたびごとに書幣を以つて朝貴を問遣す。……以つて遷擢を希う」という書幣とは、賄帖のことである。嘉靖中葉、この賄帖は、主に内閣・吏部・科道官へ流れたが、内閣へは「銀百數両」、吏部へは「銀百數兩」、科道へは銀「十數兩」が相場であつた。これを投じた地方官は、「乃ち考語の称職を得」る、とされた。又、「考功(司郎中)は考効を売る」

と俱に、選考を掌る「文選(司郎中)は選法を売る」ともいわれた如く、考課、任用の原案を作成した吏部の二局長の収賄は特に甚しかった²⁰⁾。同時期の知県のポストの場合、選任前に借金²¹⁾「掲債」し、「到任し、酷刑・逼財もて債を償えば、上司は反つて旌褒を加ふ」という状態にあつた。進士舉人は大抵この方法で任官するが、債主は任地まで同行して債務の履行を迫つた。例えば、進士の場合、選考前に銀千兩を借り、選考後に謝礼として九百兩を借りたが、着任後の元利合計の返済額は銀四千兩に上つた²²⁾。

なお、嘉靖期における閣臣による吏部の考察権への介入は、明実録嘉靖三十二年正月庚子条にみえる閣臣嚴嵩に関する「人の賢否を論ぜず、惟だ賄賂の多寡を論ずるのみ」との表現に端的である。

万曆期における地方官の昇官のための京官への贈賄工作は一層激烈化した²³⁾が、その財源調達のための猛烈な収奪については、錢一本編・万曆邸鈔万曆二十六年戌戌卷春正月条にみえる吏科給事劉道亨の陳言六事の「三日懲貪」が参考になる。

夫朝廷何負千百姓而嗷々思乱。此皆貪吏為之。等府県而上之、官愈尊家愈富。有歴官辺方、為輻扞用夫六百名者。有歴官四月而扛三十九抬者。有歴官旬日而積羨過一千者。

右によれば、辺境の地方官として人をつつぐ轎夫や物をつつぐ扛夫等を六百名も従える者、或いは任官四ヶ月で括取した金銀財宝を荷造りした積が三十九拾に達した者、任官十日で羨耗銀を千両も搾取した者などは、農民反乱への危機を造成しつつあった貪官の猛者であったといえよう。しかし、自らも財欲に塗れていた神宗は、劉の要請には回答しなかった。ところで、尊官になるほど家が富むという昇官・発財の原理は、京官の中でも吏部官僚、特に選考の実権を握る文選司郎中に最も有利に機能した。例えば、万曆期の地方官が吏部尚書蔡国珍や文選司郎中白所知・梅守峻へ贈賄した生々しい内容は、万曆邸鈔万曆二十六年戊戌卷春正月の史料給事中戴士衡や、同書万曆二十七年乙亥卷六月条の史料給事中程紹の弾劾文に具体的である。確実な証拠に基づいて梅守峻の弾劾に自信を表明した程紹の処罰要請に対しても、神宗は同意せず、守峻を留任させた結果、邸鈔の編者は、これほど貪墨な銓臣が処罰されないとするれば、どうして庶僚を教化できようか」と嘆息している。事実、選考の前提である考察の矛盾は激化したのであった。

5 考察矛盾の激化

以上にみた、昇官・発財をめぐる内閣・吏部・撫按より府州県官に及ぶ必然的な貪官化に伴う賄賂の横行は、単に

北京の考察現場での当路の要官への贈賄をエスカレートさせただけではなく、考察技術上の幾重もの矛盾に相乗転化し、朝覲考察制度を形骸化していった。先ず、明実録万曆八年二月丙甲の条で、刑科給事中高尚忠は、今や地方官全体に官僚政治に対して無責任を決め込む時代の倒来したことを以下のように上奏した。現在の朝覲官は、処分を免れて帰任すれば、「藩臬長貳は、きまつて吾れの事すでに畢へたれば、ただ陞転を望むのみ。利幣の興革は絶ちて念に置かず」という状態であり、「守令諸臣も、きまつて既に才を以つて留まりたれば、便ち志向の矯を肆にすべし」と謂い、廉偽の節は一切これを棄つ」という状態であり、「撫按監司は、其のもの(藩臬守令)は嘗て賢能を以つて考を記すと謂い、復た糾拏せず」という状態となった、と。

董其昌編・神廟留中奏疏彙要、吏部類第六卷、万曆二十二年六月十五日付の浙江道御史夏之臣の「為時事多虞、計吏宜慎、敬陳考察末議、以備採擇、以裨大典事」と題する奏疏には、朝覲考察の矛盾八事が概略以下の如く指弾され、改革が叫ばれた。

一「才(力)品(性)の真偽を辨せよ」とは、才能と人格の評価が真実に近いかどうかを吟味せよというものである。現実の地方官をみた場合、臆病者は長いものに巻かれ

ているが、剛情な人は手腕を發揮している。前向きに政治案件に対処する者は正直さを疑われるが、仕事はしないで交際に精出す者は逆に円満な人格者とみなされている。賄賂を納めておびえている者は詐偽の体質をかくすが、なりふりかまわず難局に対処する者は逆に論法の鋭さ故に訊問されてしまう。無能な者はなすすべもなく煩悶しているだけで地位の保全をはかるが、能事は事態打解の展望に明るい故に汗だくで働いても上官の嫌疑をうける羽目に陥っている。従つて、邪正、真偽の慎重な評価は、時局を救う急務でもある、という。つまり、清官や能吏が政績評価で劣等視され貪汚な無能者にたち打ちできない背景には、彼らの上官である撫按や中央政府の吏部の腐敗が存在していたからであつた。

二「地方の豊歉を論ぜよ」には、政績はややもすると府州県の繁簡の度合いだけで評価され、大災害の後の復興に精励しても、少しでも手落ちがあれば即ち免官となるなどの矛盾があり、ただでさえ被災地の税糧や盜賊対策は難しいのであれば、当然に繁県簡県の度合いと併せて豊凶を評価の対象に加えるべきであるという。

三「弾章の多寡を計れ」には、撫按が吏部都察院に報告する「考語冊」内に、某地方官が三年内に某衙門より弾劾された回数と処分の内容とを記入して、賢否の評価の参考

とすべきである、という。

四「荒政の卓異を挙げよ」には、次のように言う。現在七年連続の天災にみまわれている。饑民のために、社倉を建てる際に民を患わすことがなく、積穀の数量も年に万を数える能吏には、特別昇進や宴賞などの破格の待遇が行われていないのは、循良の臣を鼓舞する考察の理念に背く。従来、特別すぐれた卓異の官は、ややもすれば清貧の廉吏が基準とされたが、今後は「備荒以為、潔己惠民」を基準とすべきである、と。

五「飛語の巧みを禁ぜよ」には次のように言う。吏部都察院の再三の禁例にも拘らず、考察の当事官に内密の掲帖を投函して根のないうわさを告げ口し、該地方官に報復・中傷する者がいるので、当事官は嚴重に取締る姿勢を堅持してほしい。しかし、右の私掲以外にも官僚どうしの会席や談笑の中、或はちよつとした感情をこねから思わぬ官界追放の陥し穴が待ち受けているのが現実である、と。

六「偏重の闇に生ずるを防げ」には、次のように言う。部・院の考察資料は、撫按の報告した考語と、独自の確認調査である考功司郎中・河南道御史の諮訪Ⅱ 査訪Ⅱ 訪察とに依拠する。もし諮訪の情報を提供した人の該地方官に対する評価が、実務・言動俱に「正人」Ⅱ すぐれた人物とあつても、その情報提供者が正人でなく、ただ該地方官を

擁護するために衆目を欺いて、一群の官僚と「公論」であるかの如く口裏を合わせたものに過ぎず、世俗の客観的な評価に合致しないものであれば、諮訪に信頼はおけない。現実には右の傾向が日増しに強まっており、これは若芽のうちには摘みとる必要がある、と。

七「猜忌の横訊を懲せ」には、次のように言う。考察は、撫按の考語と部院の諮訪に依拠する責任体制下に万全に運営されているかに見える。だが、現実には自己の汚点を公論にさらす勇氣のない自愛の者や、出世に希望がもてずに勸心を買おうとする行為を恥とも思わない者が、真昼間に部院堂官の下にやって来て、誰それは私を陥し入れようとしているとか、誰それは某官の派閥にくみしているなどと猜疑の横やりを入れている。当事官は、これらの朝覲官を無頼の徒として嚴重に処罰すべきである、と。

八「暮夜の賁縁を緝めよ」には、禁令をあざ笑うかの如く賄賂を駆使する朝覲官の実態が指摘される。考察当事者への贈賄は嚴重な禁令があるにも拘らず、伝手を求めて賄賂「餽遺」で良くないことを頼み込む賁縁の輩は、実に彌縫が巧い。それらの者の中には、夜中に、同郷の誼を頼りにねんごろな挨拶を求める者、科挙をはじめとした官界の師弟・朋友の關係で様子を伺う者、考察処分を免れ難いとみるや重要でない官職に生き残ろうとして頼みに伺う者、

頼りがいがあるとみるや神出鬼没に救いを求めに来る者などがいる。奴僕も従えず変装してあわれみを乞いに来る者に至っては、秘密で察知し難い壁に穴をあけて忍び込む盗人と変りない。朝覲官は、むしろ官品は低いにしても、人格・品性「人品」まで失つては士大夫失格であるから、監察官僚は、一斉にそれらの者の捕縛に起ち上るべきである、と。

右の贈賄禁止の要請こそは考察の形骸化を阻止する原点であったが、神宗は御史夏之臣の時宜をえた上奏を中に留めて回答しなかった。

同じく万曆二十二年七月、吏部尚書陳有年の致仕の後をうけて、同年八月東林系の孫丕揚が就任し、同月情実人事の一掃を狙った官員選任法の大改革である抽籤法を創立した。孫は、考察年に当る明くる明実録同三十三年正月丙子の条で、「臣ら、今次の考察は、至公を乗り、意を加へて卑官・下吏をも廉訪するを誓う」との強い決意を宣言し、今や顕在化した「救援党与、仮公濟私、請託公行、肆言流謗、餽遺納交、昏夜乞哀」等の輩を処罰されよと、前述夏之臣の提起した矛盾を再度上奏して裁可をえた。しかし孫の意図とは裏はらに、今回の考察は、腐敗の守旧派と体制の再編を目指す東林系との党争の具となり、実録には考察の処分者総数はおろか考察関連の記事すら見当らない程無

残なものであった。

万曆二十四年六月に開始された砵税体制発足後の二回目の考察年に当る同二十九年正月には、処分者総数は見えな
いが、型通りの考察記事の中に後述する「浮躁」なる処罰
考目が現われ、珍らしく神宗の勅諭がみえる。勅諭は、砵
税体制下の宦官支配と官僚支配という二重支配の苛政に悲
鳴をあげる商・工・農・士民等の愁嘆の声や、考察処分で
免官となつた府州県官の缺員補充の声にはトンと傾聴する
耳などもたず、「時として怠荒なし」などと強弁した。だ
が、さすがの神宗も、「計吏の章、来り、おおむね国のた
めにするの臣と言ふも、私を営むを希ふの士多く、催科は
額外に溢れ、臆断は法中に枉げられ、健吏は撃搏して威を
樹て、巧官は彌縫して進を干め、民の豹虎となり、国の蠹
蟲となる」という朝覲官の実像を直視せざるをえなかつた。
しかし、明実録万曆二十九年二月癸未の条で、山西巡撫
魏允貞は、開砵太監張忠に対等の礼をした科で張忠に弾劾
され、「才力不及」として「降一級調辺方用」の処分をう
けた平陽府解州夏県の知県袁応春に対して、「文官と内官
とは亦た尊卑なく、皆な庭参せざること相沿い以つて久し。
望むらくは皇上、応の才は事を濟うべく、守は民を擾がさ
ざるを憐れみ、特に降調を免せられよ」と処分緩和の上疏
を行なつたが、報ぜられなかつた。魏巡撫によれば、實際

の夏県知県袁応春こそは、崞県の大城及び南関・西関の二
城を修理した際に銀七千余両も節約し、響馬の巨盜も決し
て入境しないほどに治安も良好で、朝覲にも当時の豪勢な
風潮に逆らうかの如く、経費銀七両、驟馬二頭だけで済ま
す清操ぶりであり、正しく能吏の名にふさわしい人物で
あつた。とすれば、神宗は、本来ならば守・才の卓異官と
して宴賞・擢用の恩典にあずかるべき人物よりも砵税宦官
を優遇したのであつた。

問題なのは、砵税体制下の操守・才識にすぐれた能吏に
対する処分に劣らず、「才力不及」「降調」出現以前の考
察処分が、貪官の増大にも拘らず緩和の一端を辿つてきた
という矛盾であつた。

本章を要するに、太祖のめざした小農民の再生産保証策
という理念実現のためのレール、即ち朝覲考察制度による
貪官排除の効果は、宣徳期以後は減退し、鄉村では里甲小
農民の破産化とは裏腹に地方官の貪官化が進行していた。
それらの傾向は、正統年間に明確化し、成化・弘治・正徳
年間に漸進したが、正徳末年より嘉靖一萬曆、特に万曆期
には重大な矛盾として顕在化していた。地方官の貪官化を
裏付けるのは、嘉靖一萬曆期以降の税役上の収奪の強化で
あつた。額外の不法搾取や収賄等で捻出された貪官の財源
は、昇進の前提である撫按の挙劾、吏部の朝覲考察、科道

の拾遺糾劾を通過するために、郷評を牛耳る郷士夫(監生・休退職官僚)、薦挙・糾劾権を握る撫按へ贈賄されることは勿論、朝覲考察に影響力をもつ閣臣、考察・銓選の当局者である吏部尚書・考功司文選司両郎中、吏料給事中・河南道御史等官へ贈賄された。結局賄賂で形骸化した撫按の挙劾は、薦挙だけが多いものとなり、一省の薦挙員数は、弘治・正徳期までは四、五人、嘉靖期で十人未満、隆慶期で二十人、万暦期では二十人以上に達した。一方、貪官の増大に伴う矛盾を反映した北京の考察現場でも、災害・備荒・税糧・盜賊対策に手腕を発揮する能吏は評価されず、デマ・中傷を飛ばし、情実を求めて狂奔したり、人事当局に、賄賂を駆使する彌縫に巧みな無能の貪官が評価され始めた。特に万暦二十三年以降の考察は、党争の手段と化し、同二十四年以後の硃税体制下では、考察処分者の員缺の補充が渋滞する中で、能吏の処分は厳しく、宦官は逆に免罪されるといふ矛盾が深化して、考察そのものも正常には機能しなくなった。

次章では、そのような能吏への厳しい処分と表裏する無能な貪官に対する処分緩和の過程を明代中期より跡づけてみよう。

二 考察・挙劾処分の緩和過程

1 処分緩和の画期

朝覲年の明実録嘉靖十四年正月癸亥条で、御史喬英は、「近時の考察は、つねに〔足を使つて実地聴取すべき〕功能(機能)をおろそかにして、〔他人に委任した〕采訪(取材)に聴き、事(蹟)(政績)を省略して、間接の伝聞を信用し、以つて賢否いまだ辯せず、黜陟明らかならざるを致し」していると上疏した。これに対して、嘉靖帝も、「撫按等官の考語及び科道等官の論劾」を根拠に挙行される「朝覲考察は、国家黜陟の大典に係わり、黜けられる者は、既に奏辯を容れず、又終身叙用を許さ」ない堅固な体制であるはずであるが、吏部考功司、吏科都給事中、河南道御史等の考察の当局者は、「ちかごろ、徒らに〔広〕詢〔博〕訪Ⅱ訪察を事とし、以つて人〔が〕私に報復・虧枉を行うを得るを致し」すようになった、との認識を深めている。

右の矛盾は、前回の考察でも問題化していた。明実録嘉靖十一年(一五三二)正月癸丑の条で、吏部尚書王瓊は、「ただ三年任内の事蹟に拠るだけで、初めより生平の素行を通考するのではなかった」歴代の考察条例に反して、「邇來、此の例を諳せず、往往に〔素行を〕苛求し、すで

に外官に陞るに前任の京官に因つて黜けられし者あり、すでに尊官に陞るに前任の卑官に因つて黜けられし者」があるのは、「殊に才を惜むの意を失す」、「当に其の考語に拠つて去留し、そのたびごとに罷斥を議すべからず」と上疏して嘉靖帝の同意をえた。しかし、王瓊の主張は、既にこの頃より吏部に考語を報告すべき撫按の訪察が形骸化し、それを受理した中央では、考語の信憑性を再確認すべき吏部考功司や科道官の詢訪を重視せざるをえない必要に迫られていた現実を目を覆つた貪官擁護派の論理を代弁したものに過ぎなかつた。

これより丁度四十年前、後述する正統期以来の一連の考察処分緩和の過程で、地方官の官界居座りを保証した「調用」「降調」という名の処分のための処罰考目である「才力不及」が初めて出現した、朝覲年の明実録弘治六年（一四九三）正月己丑の条には、嘉靖の王瓊とは正反對の吏部尚書王恕の上請がみえる。王恕は、増大する貪鄙の「府州以下官」を、「若し必ず三年を待ちて後これを黜くれば、彼においては則ち固より当に感激すべきも、民においては則ちいまだ怨嗟を免れ」ないとの見地より、「官は年浅しといえども亦た黜けざるべからず」と主張した。孝宗は、王恕らが「開具上請」した「布按二司及び府州県等官、年老・有疾并びに罷軟・不謹・貪・酷・才力不及の者共に一

千四百員、又雜職一千一百三十五員」の「罷黜并びに調用」の処分に対して、「今は姑く開具する所の者に従ひこれを処す」と裁可した。しかし、同条において、「人才は得がたし。事は実を得るを貴ぶ。人は過を改むるを貴ぶ」との「愛惜人才」の立場を堅持した孝宗は、考察当事官の詢訪に介入する「無根の言」を杜すために、

(一)方面・知府で「年老」六十才未満の者は留任させる。
(二)「素行不謹」が陞任する前の前任官時代の治績に対する評価である場合。

(三)現任の「不謹・罷軟無為」が吏部の査訪で事実を確認できないか、或は巡撫・巡按が同一の場所より報告した資料に基づいたものでない場合。

(四)その他の処分された官員で「老・疾・貪・酷」の顕著でない場合。

の何れかに該当するケースについては全員留任させる、との新原則を規定した。孝宗の新原則は、考察処分の客観性を期すると同時に、三年間の官僚の治績を総合評価することを狙つたものである。だが、新原則は、理想論としては通用しても、一年目は清廉の虚名を博し、二年目はそつとためこみ、三年目はしこたまためこむが如き海千山千の増大する貪官にとつては、不正の恰好の抜け道として機能する可能性を秘めていた。特に新原則の(二)(三)(四)は貪官に対す

る免罪符的色彩が濃い、事態はその通りに推移したのであった。

貪官の増大と考察処分の緩和の過程は漸進的であり、処分の緩和が顕現するのは正徳期以降であるが、画期したのは成化末年より弘治初年にかけてのことであった。例えば、戴金・皇明条法事類纂卷四二、「考察被劾、降調致仕爲民等項官員、虚捏奏擾聖問發遣爲民」には、弘治元年五月十一日付の「爲乞恩辯明風聞毀言誣枉等事」という都察院の題本がみえる。この中では、地方に差遣されて搾取を事とした一人の「貪淫」な戸部官僚に対する事実調査の経過と、それに厳正な処分を臨んだ考宗の姿勢を窺うことができる。貪淫な戸部官僚とは、戸部陝西清吏司郎中許楫であり、許は、京官の考察で「索行不謹」つまり搾取を事とするつしみのない官僚、と判定されて「冠帶閑住」つまり身分だけは剥奪しないから帰郷して謹慎せよ、との処分をうけたが、官界への復帰と昇進の願望への未練を断ちきれず、禁令を犯して幾度となく考察の不当性を訴える上奏を行った。そこで、人材を愛しむ孝宗は、部・院・科・道官が許楫と是非曲直を論争して処分の要請を行え、と命じた。

今回の都察院の題本中にみえる吏部尚書王恕らの題本の一節は、許郎中を「索行不謹」と判定した根拠を、戸部尚書李敏らと会同して広詢博訪した以下の実跡にあると証言

した。許楫は初任官以来つしみのない人であった。戸部主事として四川に派遣された許は、公務を処理するたびに布政司に頼み込んで、農民を胥吏に採用して納銀させることで多くをピンハネし、「田莊」を買い求め、家屋を建てた。郎中となつて北京に勤務するようになってからの許は、役所に来る人ごとに搾取につとめた。例えば、納銀の順番を求めて清吏司に赴いた松江等処の解戸に対しては、糧一石につき「罰紙」二料印紙一張を発行した。松江の「白糙米」は四万七千二百石であり、罰紙は四万七千二百張に上るので銀に換算して罰紙は約「八十餘兩」となるが、その使途は不明である。又、「各処上糧納銀生員」が清吏司に赴いて納税の手続をする際に、許郎中は「樓房」の修理費と称して每名に罰紙一錢を科し、罰銀二百餘兩を徴収して「廈樓一座」を建造したが、これに要した経費は三、四十兩であり、残りの銀兩を許がどのように使用したかは不明である。のちに許は、とある事件で逮捕されてからは、不正の発覚を恐れて前に建造した廈樓をとり壊してしまつた。

最初、孝宗は、右の職權横領罪「汚職」に対して、「索行不謹」「閑住」の処分を下したのであった。ところが、今回の許の奏訴事件で、都察院は王恕らの題本内に記された左の新たな事実を証言した。許郎中は、主事・員外郎の

時代、「達官丁金」より不法にも科料として銀兩をまきあげ、その貪声はつとに知れわたっていたが、各処の「馬房細戸」からも財物を強要して受け取った。のち、幼い息子を帰郷させる際に付き添って行き、往復二年もの間にその布政司や府州県官に対して公務を依頼し、「田宅を営買」した。又、北京にあつては、隣人小願児の妻と姦通し、そのため小願児は許の皂隸小賈児の随行にとりたてられ、街の顔役として威張り出した。又、旧年、許は、武安侯鄭美と俱に湖広へ親王を封建するために同行することになつた際にも、鄭美とは同行せずに横道にそれ、河南の汝寧府に行き、このものは肉親を捜している、などと偽つて姦婦をひきつれていたが、随行の小願児は至るところで対処を要めて財物を強要した。これらの点については、多くの人が証言している。

右の都察院の証言では、成化年間に許の歴任した主事・員外郎時代の悪事が王恕らの証言に基づいて暴露されている。孝宗も、「許楫、このものの貪淫は既に実跡あり」という如く許の職務を利用した悪跡を認めて、「発回原籍為民」つまり本籍に追放して官籍を剝奪する厳しい姿勢を示した。前述弘治六年の考察で孝宗が新原則の(二)として前任官時代の治績の査定を禁じたのは、或は右の弘治元年の許楫の例に照らせば、貪官のホコリはたたけばたたたくほど出

てくるという現実を踏まえ、考察処分の決定作業に混乱が生じることを恐れたからではないかとも考えられる。とすれば、既述の考語冊への記入の対象外である、三年の任期をまだ十分に消化していない年浅者へも処罰を適用すべしとした吏部尚書王恕らの主張が貪官排除のより有効策であつたといえよう。要するに、弘治六年の新原則の出現は、以後の処分緩和に法的根拠を与えるものとして位置づけられる。

2 考察拾遺処分の検討

弘治期の吏部Ⅱ天子の考察の処分に臨む姿勢は、後述の表からもわかるように、朝覲年の明実録弘治十五年正月己亥の条に、初めて考察の留任者に対して科道官独自の調査Ⅱ察訪に基づいて処分を免れた留任者の中より更に貪官部分を摘発する作業である拾遺の効奏が出現した際に窺見できる。又、拾遺の効奏が実録に記録され始めたことは、貪官の増大に伴う考察処分の矛盾の昂進を反映する指標でもあつた。史料給事中王湑、監察御史仇伝らは、左表1の如く考察の処分より漏れた貴州副使周鳳ら十人の「不謹」を効奏して「黜退」の処分を要請した。孝宗が知府以上の方面の尊官十人を「不謹」と認定すべしとの科道の要請を全面的に容れて「冠帶閑住」の処分にしたのは、吏部の覆奏が

表1. ※明実録弘治15年正月己亥の条に拠る。

弘治15年正月の考察拾遺の処分者(10名)	劾奏者＝科道官の処罰要請					吏部の覆議＝孝宗の裁定			
	職官	品級	姓名	八法	処分	八法	処分	減等	員数
	貴州副使	正4	周鳳	不謹	黜退(閑住)	不謹	閑住	○	10員
	山東副使	〃	邵賢	〃	〃	〃	〃	○	
	〃	〃	鈕清	〃	〃	〃	〃	○	
	山東僉事	正5	馬鶯	〃	〃	〃	〃	○	
	福建副使	正4	韓紹宗	〃	〃	〃	〃	○	
	陝西僉事	正5	劉弼	〃	〃	〃	〃	○	
	廬州府知府	正4	宋鑑	〃	〃	〃	〃	○	
	紹興府知府	〃	游興	〃	〃	〃	〃	○	
	登州府知府	〃	喻宗府	〃	〃	〃	〃	○	
	衡州府知府	〃	劉濟	〃	〃	〃	〃	○	

「鳳らの科道に劾せらるるは、既に各おの指すに実跡あり」との報告を信頼したことによる。且つ、その信頼は、同実録正月乙未条にみえる考察処分決定の際の、

吏部都察院又言。臣等自奉命以来、盡心查訪。既拠各撫按官平日開具考語、以驗其実。復即今日科道所劾奏者、以求其故、参互考計至再至三、乃敢疏名上請。…上曰。朕念人才難得。恐有所枉。故命爾等再加斟酌。今爾等所言、如是、其悉依前議發落。

という部院の查訪、撫按の考語、科道の劾奏による三方面からの資料を十分に審査した結果に基づいて処分者の姓名を公表したのだ、とする部院の報告を諒承していた実績にも立脚していた。

正徳期の考察後の最初の拾遺の劾奏は、同六年正月己卯の条に知府以上の十七員がみえ、科道の「黜退」の要請に對して、致仕一員、冠帶閑住七員、調用三員、留用六員の裁定がみえるが、科道の「黜退」の内容、つまり八法の考目と処分の目とが不明である。吏部Ⅱ天子の考察の処分に臨む姿勢は、朝覲年の明実録正徳九年正月甲午及び同十二年正月丙午の各条にみえる拾遺の処分に左表2・3の如く現われる。

左表2の正徳九年の場合、科道は「貪濫」Ⅱ「為氏」の処分を要請して全て却下された。この点は、弘治十五年の

表2. ※明実録正徳9年正月甲午の条に拠る。

職官	劾奏者＝科道官の処罰要請					吏部の議覆＝武宗の裁定			
	品級	姓名	八法	処分	八法	処分	減等	員数	
僉事	正5	田墀	貪濫	(為民)	(不謹)	閑住	1	5員 (29・4)	
運使	従3	白翱	〃	〃	〃	〃	1		
副使	正4	毛科	〃	〃	〃	〃	1		
知府	正4	葉天爵	〃	〃	〃	〃	1		
〃	〃	王俸	〃	〃	〃	〃	1	4員 (22・5%)	
布政使	従2	羅榮	〃	〃	才力不及	調用	2		
参政	従3	徐翊	〃	〃	〃	〃	2		
〃	〃	黃頤	〃	〃	〃	〃	2		
〃	〃	劉寅	〃	〃	〃	〃	2	8員 (47・0%)	
布政使	従2	黎民表	衰老無為	致仕	〃	留用	2		
知府	正4	姚璽	貪濫	(為民)	〃	〃	3		
参政	従3	柳尚義	〃	〃	〃	〃	3		
〃	〃	邵賁	〃	〃	〃	〃	3		
副使	正4	馮顯	〃	〃	〃	〃	3		
〃	〃	謝琛	〃	〃	〃	〃	3		
知府	〃	蘇錫	〃	〃	〃	〃	3		
僉事	〃	白杲	〃	〃	〃	〃	3		

場と全く逆であり、吏部＝天子の考察処分に對する著しい緩和の姿勢を窺わせる。後述するように、処罰の考目＝八法と処分の目との重い順位は、「貪酷・在逃」＝「為民」(庶民への身分格下げ)、「罷軟無為・素行不謹」＝「冠帶閑住」(謹慎退職)、「年老・有疾・老疾」＝「致仕」(強制退職)、「才力不及・浮躁」＝「調用」(左遷)の順である。以下、処分の軽減を意味する等級は、右の順位に基づく。但し、「致仕」は、原則上「老・疾」にだけ適用された。表2では、科道の「貪濫」＝「為民」又は「衰老・無為」＝「致仕」の要請に對して、現状維持の「留用」(留任)が八員＝四七%で処分は三等又は二等軽減された。次いで最も軽い「調用」が四員＝二三・五%で処分は二等軽減された。この四員は、即日辺境への「調用」＝「調簡」が発令され、布政使羅榮は貴州へ、参政徐翊は広西へ、参政劉寅は雲南へと決定したが、参政黃頤は調用前に死亡した。重い処分の「冠帶閑住」は五員＝二九・四%であり、処分は一等軽減された。

左表3の正徳十二年の場合も、同九年の場

表3. ※明実録正徳12年正月丙午の条に拠る。

	疏劾者=科道官の処罰要請					部院覆奏=武宗裁定				員数
	職官	品級	姓名	八法	処分	八法	処分	減等		
正徳12年正月の考察拾遺の処分者(28名)	副使	正4	熊希古	貪	為民	不謹	閒住	1	5員 (17・8%)	
	僉事	正5	錢俊民	〃	〃	〃	〃	1		
	參政	從3	周曾	不謹	閒住	〃	〃	0		
	知府	正4	張愷	貪	為民	〃	〃	1		
	〃	〃	朱鑑	酷	〃	〃	〃	1		
	〃	〃	毛駢	不謹	閒住	老疾	致仕	1	1員	
	參議	從4	劉金	〃	〃	才力不及	調用	1	7員 (27・5%)	
	〃	〃	劉潮	〃	〃	〃	〃	1		
	僉事	正5	揚營	罷軟	〃	〃	〃	1		
	〃	〃	楊邦禎	才力不及	調用	〃	〃	0		
	知府	正4	徐朝元	酷	為民	〃	〃	2		
	〃	〃	韓轍	不謹	閒住	〃	〃	1		
	〃	〃	周霖	〃	〃	才力不及	降級	1		
	〃	〃	伍文定	酷	為民	〃	留用	3	15員 (53・5%)	
	僉事	正5	盛鵬	〃	〃	〃	〃	3		
	知府	正4	孫祿	〃	〃	〃	〃	3		
	布政使	從2	邵蕢	不謹	閒住	〃	〃	2		
	〃	〃	王恩	〃	〃	〃	〃	2		
	參政	從3	熊桂	〃	〃	〃	〃	2		
	〃	〃	蔣曙	〃	〃	〃	〃	2		
副使	正4	吳江	〃	〃	〃	〃	2			
〃	〃	阮吉	〃	〃	〃	〃	2			
僉事	正5	劉藍	〃	〃	〃	〃	2			
知府	正4	鄭選	〃	〃	〃	〃	2			
〃	〃	張春	〃	〃	〃	〃	2			
〃	〃	討宋道	〃	〃	〃	〃	2			
布政使	從2	杭濟	衰老廢事	致仕	〃	〃	2			
〃	〃	王紹	才力不及	調用	〃	〃	1			

合と同様な傾向を示す。科道の「貪・酷」「為民」又は「不謹」「問住」、「衰老廢事」「致仕」、「才力不及」「調用」の各処分要請に対して、現状維持の「留用」は十五員〓五三・五%であり、処分の割合は二等・三等・一等の順位で軽減された。「酷」「為民」、「不謹・罷軟」「問住」、「才力不及」「調用」の処分要請に対して、最も軽い「調用」は七員〓二七・五%であり、処分の割合は、一等・二等の順位で軽減された。「貪・酷」「為民」、「不謹」「問住」の処分要請に対して、重い「問住」は五員〓一七・八%であり、処分は一等軽減された。今回、参政周曾の「不謹」「問住」と、僉事楊邦禎の「才力不及」「調用」の二件の処分についてだけは、科道の要請が全面的に裁可された点が注目されている。但し、正徳九年の考察拾遺で「貪濫」を効奏されて留任となった従3品参政邵賁が、今回従2品布政使に昇進して再度「不謹」を効奏されて留任となったのは、貪官に対する処分の甘さを象徴している。

左表4の嘉靖十一年の場合、科道の「貪肆不檢」「罷斥(為民)」の処分要請に対して、「留用」は三員〓三七・五%であり、処分は三等軽減されている。「調用」は五員〓六二・五%であり、処分は二等軽減されている。まだこの時点では、正徳期以来の甘い処分のなごりが残っている。

考察「八法」の形成過程(一)

表4. ※明実録嘉靖11年正月丙子の条に拠る。

嘉靖11年正月の考察拾遺の処分者(8名)	糾奏者=科道官の処罰要請					吏部の覆奏=世宗の裁定			
	職官	品級	姓名	八法	処分	八法	処分	減等	員数
	浙江左参政	従3	万潮	貪肆不檢	罷斥(為民)	(才力不及)	改簡調僻	2	5員 (62・5%)
	広東副使	正4	江良材	〃	〃	〃	〃	2	
	陝西副使	〃	許路	〃	〃	〃	〃	2	
	浙江参議	従4	呉廷翰	〃	〃	〃	〃	2	
	山西僉事	正5	辛東山	〃	〃	〃	〃	2	
	浙江右参政	従3	万廷彩	〃	〃		留用	3	3員 (37・5%)
	四川副使	正4	抹遂	〃	〃		〃	3	
	知府	〃	李翔	〃	〃		〃	3	

考察「八法」の形成過程(一)

左表5の嘉靖二十年の場合、科道の「貪汚不職」「罷黜(為民)」の処分要請に対して、最も軽い「調用」は二員〇・五%であり、処分は二等軽減されている。重い「閑住」は十員〇・六%であり、処分は一等軽減されている。正徳期の閑住は二、三〇%であったのに比べて今回のそれが増した点は、最大の特色である。最も重い「為民」は知府四員〇・五%であり、科道の要請が全国的に認められており、この点も今回の特色である。

左表6の嘉靖三十二年の場合、科道の「貪酷不職」「宜罷(為民)」の処分要請に対して、最も軽い「降用」は三員〇・〇%であり、処分は二等軽減されている。重い「閑住」は十員〇・六%であり、処分は一等軽減されており、この点は同二十年の場合と同様に最大の特色である。「老・疾」にだけ適用される処分の「致仕」は一員〇・六%であり、処分は二等軽減されている。

右表4・5・6の嘉靖十一年、二十年、三十二年の場合は、正徳期にみられた留任の処分が同十一年を除いて姿を消し、「調用」の

表5. ※明実録嘉靖20年正月己酉の条に拠る。

職官品級	糾劾者=科道官の処罰要請				部院看議一世宗裁定			員数
	姓名	八法	処分	八法	処分	減等		
知府正4	馬 欵	貪汚不職	罷黜(為民)	貪汚	為民	0	4員 (25%)	
〃	張国紀	〃	〃	〃	〃	0		
〃	康 河	〃	〃	〃	〃	0		
〃	麥孟湯	〃	〃	〃	〃	0		
布政使從2	劉 勳	貪酷異常	〃	不謹	罷閑(職住)	1	10員 (62.5%)	
僉事正5	林希元	貪汚不職	〃	〃	〃	1		
副使正4	陳 璣	〃	〃	〃	〃	1		
〃	毛 衢	〃	〃	〃	〃	1		
参政從3	曹世盛	〃	〃	〃	〃	1		
〃	王 獻	〃	〃	〃	〃	1		
參議從4	王 傳	〃	〃	〃	〃	1		
〃	莊一儁	〃	〃	〃	〃	1		
副使正4	陳仲祿	〃	〃	〃	〃	1		
〃	辛東山	〃	〃	〃	〃	1		
布政使從2	查応兆	〃	〃	才力不及	調用	2	2員 (12.5%)	
知府正4	姜 恩	〃	〃	〃	〃	2		

処分は正徳期以来二〇%前後或はそれ以上に上昇すると同時に、重い「閑住」の処分が大きな割合を占めている点が注目される。「閑住」処分増大の事実は、一見して処分の強化を思わせるが、別に「為民」等の嚴重な処分が出現したわけでもないので、正徳期の留任に相当した部分が質量俱に貪官へ転化した結果、ぎりぎりの譲歩を迫られた政府が、官僚の身分保証策としての「不謹」「問住」の処分を増大させざるを得なかったこと、即ち結論的には処分の緩和を意味している。例えば、嘉靖十一年の拾遺で科道にその「貪肆不檢」を糾奏され、処分を二等軽減されて「改調簡僻」となった正五品山西僉事の辛東山が、同二十年の拾遺で再度「貪汚不職」を糾劾されながら、処分を一等軽減されて「閑住」となったのは、その典型である。さらにこの点は、明代後半の新たな考察として機能し、後述する朝覲年の嘉靖二十、二十三年の間に介在する同二十一、二十二年の平常の挙劾の奏疏にみられる貪官処分の具体的在り方の検討及び、拾遺の処分に先行する考察処分において、閑住・調用の処分者が他の処分者に比べて増大傾向をみせていた点からも裏付けられる。

以後の拾遺の処分についても、右と同様な傾向がみ

考察「八法」の形成過程(一)

表6. ※明実録嘉靖32年正月己亥の条に拠る。

	糾劾者—科道官の処罰要請					(部院の覆奏) 詔			員数
	職官	品級	姓名	八法	処分	八法	処分	減等	
嘉靖32年正月の拾遺の処分者(15名)	副使	正4	公路奎	貪酷不職	宜罷(為民)	不謹	閑住	1	10員 (66・6%)
	〃	〃	尹 綸	〃	〃	〃	〃	1	
	〃	〃	韓一右	〃	〃	〃	〃	1	
	〃	〃	郭春震	〃	〃	〃	〃	1	
	〃	〃	張 合	〃	〃	〃	〃	1	
	〃	〃	沈 啓	〃	〃	〃	〃	1	
	〃	〃	王繼芳	〃	〃	〃	〃	1	
	參議	從4	蕭世延	〃	〃	〃	〃	1	
	僉事	正5	安如山	〃	〃	〃	〃	1	
	知府	正4	王廷翰	〃	〃	〃	〃	1	
	按察使	正3	楊 沔	〃	〃	老疾	致仕	2	3員 (20%)
	布政使	從2	王 昂	〃	〃	才力不及	降用	2	
	知府	正4	李人龍	〃	〃	〃	〃	2	
	〃	〃	劉存德	〃	〃	〃	〃	2	
	副使	〃	陳 珪	〃	〃	〃	留用	3	

られた。明実録嘉靖四十四年正月甲子の条では、知府以上の七人が科道に「貪肆不職」「為民」と判定されたが、部院の覆議は天子の裁可は、「調用」「四員」「問住」「二員」「留用」二員という如く、調用が問住を上回っている。又、明実録隆慶五年正月庚辰条にみえる拾遺でも、僉事以上の九人が「不職」とされたが、部院の覆議は四人を「才力不及」の「降調」の処分とし、六人を「罷黜」(不謹の冠帯閑住)の処分として裁可された。明実録万曆五年正月甲辰条にみえる科道の拾遺糾劾に対する吏部の覆議でも、「方面有司の潘允端・夕応兆らは降用、陳洙・程字博・ト相・馮子履らは調簡、王見賓は姑らく留用す」との要請に對して、神宗は「字博・相・子履は降一級調用、応兆は調簡僻、余は擬の如し」と回答した。結局七人の中、六人までが「才力不及」の処罰を要請され、四人には確実に「降用・調簡」の処分が下った。なお、これ以後の万曆期の拾遺は、考察処分と俱に実録の記載は極めて杜撰である。拾遺については、逆に全員放免の処置がしばしば見られ、対処の姿勢すら疑わせるものがある⁽²⁶⁾。

要するに、拾遺の処分についても、嘉靖期以降は、貪官に對する処分の緩和を意味する「不謹」「問住」と「不及」「調用」とが多く、むしろ相対的には後者が前者を凌駕する勢いをみせていた。

註

- (1) 拙稿「朝覲考察制度の創設」『九州大学東洋史論集』10、一九八二年。
- (2) 拙稿「明末の吏治体制における挙劾の官評に関する一考察」『九州大学東洋史論集』2、一九七四年。同「明末官評の出現過程」『九州大学東洋史論集』8、一九八〇年。同「明末窩訪の出現過程」『東洋学報』六二―一・二、一九八〇年。
- (3) 明実録宣德七年八月壬子
行在都察院右都御史顧佐言。考課之法、黜陟之典、關係政治甚重。欽承詔、諭吏部都察院、考察在外官昏懦不立、貪暴無狀者、具奏罷黜之。
- (4) 熹宗天啓実録卷三九、天啓四年二月甲寅
江西巡撫田珍破察吏積套疏曰。……照得司道郡守暨刑官、皆与有察吏之責者也。職自筮仕以来、每慣當事之官評与士民之公論、多不符合。……嗟嗟、上官之阿奉有司乃爾、則世道可知矣。且夫贊揚之詞真、当掲之通衢、儘是見德。而印封釘報、甚屬無謂。……然振飭何術。惟有責成一法。無奈功令森如、鮮不具文視之。因思、有開報、然後有舉劾、計莫如於拳

(未完)

効之外。仍掲註開報之官、但有失当、併行酌処。庶可挽情縁之世界而躋乎清明也。職清得暢言之。說者曰。藩臬雖有司頗遠、不得不借手於府道。職不以為然。自古、為民者、吏之程也。試觀衙門之日。為出入者、無非民、則無不可問矣。無不可問、則耳目既已旁通而賢否当有定評矣。

(5) 註(2) 拙稿「明末の吏治体制における拳効の官評に關する一考察」「明末官評の出現過程」、同「明代華人層の形成過程に關する一考察」「史学雑誌」八七—三、一九七八年、參照。

(6) 明夷錄嘉靖三十九年正月壬辰
吏科給事中胡宬嘉条上四事。一端士習。方今士風頽甚矣。以奔趨為敏捷、以庸默為老成。日清修恬退者為無才。称鑽刺巧猾者為有用。投謁強顔于公衢。飲食要驪于私室。至問以國事、則含笑不言。語及貴人、則同声鑽誦。

(7) 明夷錄宣德十年五月乙未
行在刑科給事中年富言。江南小民、佃富人之田、歲輸其租。今詔、免災傷稅糧。所蠲、特及富室。而小民輪租如故。乞命被災之処富人田租如例蠲免。又言。各処饑饉、官無見糧賑濟。間有大戶贏余、多閉糶增價、以規厚利。有司絕無救卹之方。

(8) 明夷錄正統八年六月庚寅
吏科給事中姚夔奏。……貧民有收穫甫畢而啼饑者。有東作方興而缺種者。官司以歲豐不加賑卹。不免假貸富室、倍息償之。是貧民遇豐年、其困苦亦不減於凶年矣。及至凶年發廩、官司惟憑里甲申報、從而給之。里甲恐貧民不能償官、多匿其名。是以惠不均及、而流殍者衆。

(9) 明夷錄正統十四年十二月壬申
兵科給事中劉斌奏。……上皇未返。……南方福建廣東四川寇盜未息。……困窮之民、田多者不過十余畝。少者或六七畝、或二三畝、或無田而傭佃于人。幸無水旱之厄、所獲亦不能充數月之食。況復旱滂乘之、欲無饑寒、胡可得乎。及賦稅之出、力役之征、區長里正、往往避彊凌弱。而豪宗右室、每縱吞噬。貪官汚吏、復肆侵虐。

(10) 明夷錄宣德八年正月庚申
遣左副都御史陳勉齊勅撫諭江西贛州府信豐等縣盜賊。……勅曰。尔本善良。因軍衛有司虐害、不得已、逃聚為盜。
鄧茂七の乱平定中の明夷錄正統十四年十月戊申の条
詔諭之曰。……福建浙江湖広東貴州等処頑民、反叛劫掠鄉村為盜不已。究其所由。皆因有司不能撫治

所致。

拙稿「青羊村の農民起義」、『九州大学東洋史論集』7、

一九七九年、参照。

(11) 方孔炤・芻蕘小言(清方昌翰輯)『桐城方氏七代遺書』所収)崇禎癸未

一曰撫按之職。巡撫者、撫綏善良、節制將領、以養吾民者也。巡按者、按問貪殘、斷擊豪惡、以養吾民者也。今則大謬不然。……

嘉靖刊・条例備者卷一、都通大例、巡撫職掌四十八、巡按職掌四十九、參照。

(12) 耿定向・耿天台先生文集卷一六、劉莊襄公逸事略。

(13) 中華書局本、海瑞集上冊、淳安知縣時期、興革条例、礼属、均徭

一鄉士夫、近日上司每發礼帖、來文称動支無礙銀若干、送某宅上、某宅上取回、帖、鄉官拳人進士歲貢生俱有之。豈有無礙官銀、旧規出自里甲、上司不可云然。無礙官銀、其借辞耳。本職到県至今絶不為此。非故缺交際也。取之己不足、取之民不可、故不為也。……鄉士夫雖家業不同、要不可言急也。小民衣食不足、種種差役困苦百端。不恤其急而益富、何心哉。說者謂。仕途狭小、加礼私結、正謂後日相遇地也。夫朋友通財、於貧者通之。今之交際有私意焉。

(14) 万曆邸鈔、万曆十九年十一月条

万曆三年五月内、該戸部為議処改留事、例脏罰納解等事。奉旨、這脏罰銀兩、原有明旨、解部濟邊。近來、各撫按官、都只取充私費、餽送郷官。其二分備賑、亦皆有名無実。

(15) 万曆疏鈔卷一七、懲貪類、陳嘉訓「貪暴撫臣不堪重地節鉞、乞罷斥快公論疏」。

(16) 万曆疏鈔卷一七、懲貪類、李天麟「大貪漏網公論難容、乞賜罷斥以警官邪疏」。

(17) 皇明奏疏類鈔卷二六、風紀類、汪鉉「欽遵勅諭申明憲綱疏」、一慎拳劾。

臣查得。弘治年以前、巡按薦拳各官、闔省多不過四五人、少或二三人、其慎重如此。近來所拳一疏、不下數十人。硃硃与美玉錯雜無別。夫朝廷寄耳目於巡按、藉其拳劾、以為黜陟、美国家大政所關。顧苟且冒妄若此、其為負恩誤国抑孰甚耶。

(18) 註(17)參照。

(19) 王衡・王緝山先生集卷十三、墓誌銘、明故文林郎知商丘崑山兩県事棠軒樊君墓誌銘

商徵賦、保歇与吏胥、比而為奸、所侵牟費幾半公賦。霍韜・涓厓文集卷二、疏、球積弊疏、

我太祖皇帝嚴刑、禁臧官、所以球臧官死命也。……

犯法奸貪者、我太祖以死刑治之。万世帝王安養天下之法也。邇年、臧濫之弊。文選壳選法。武選壳駁查。職方壳推挙。考功壳考劾。吏胥得臧、動以百計。儀制則親藩諸封、吏胥索臧亦以百計。外任百官朝覲、考滿、送内閣銀百數兩。送吏部銀百數兩、送科道十數兩、乃得考語称職。故京官利外官賄賂、外官藉京庇覆。内外交通、奸臧成市。

文選司の収賄については、同書卷四、疏、属官壞法疏、参照。

(21) 渭厓文集卷十、両広事宜、蕭巡按東之告示准状式。

一某知県未選官時、先在京掲債、到任酷刑逼財債債、上司反加旌獎。近日進士拳人、選出多掲債、与債主同行。聞、有進士未選時、掲債一千。選後又掲九百。到任後、即該債本利四千。百姓如何不受害。幸密察。拙稿「万曆政治における員缺の位置」、『九州大学東洋史論集』4、一九七六年、参照。なお、明実録万曆二十九年二月戊子の条で、吏部尚書李戴は、「布政司缺官易登瀛等三十余員」を報告した。

(23) 明実録万曆二十九年正月丙子の条。

(24) 神廟留中奏疏彙要を編輯した董其昌が、その吏部類第六卷、万曆二十二年六月十五日付の浙江道御史夏之臣の上疏「為時事多虞計吏宜慎敬陳考察末議以備採擇

以神大典事」に対するコメントで、「職按大計、……如万曆二十九年外計時、遂昌知県湯頭祖、去県已三年不在考察冊中、而置之不謹」と発言しているのは、考察評価に対する董の立場を窺わせる。

(25) ここに言う科道の劾奏とは、考察後の拾遺の劾奏とは別に、考察の直前になされたものである。例えば、明実録弘治十五年正月戊寅の左の条を参照。

南京吏科給事中陳伯猷、監察御史陸微等劾奏湖広等処右布政使等官朱瓚等六十五人不職、請考察罷黜。上以所劾数多、又不見指陳実跡。

(26) 但し、例外的に明実録万曆三十八年正月丙申の考察条には吏科曹于沐・御史孔貞一等による主に府州県官に対する拾遺劾奏がみえ、この中では「才力不及・浮躁」の処分が七八・五％(二二員)を占め、「閑住」の処分は一四・二％(四員)、「留用」の処分は七・一％(二員)であつた。